1

2

3

ļ

6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

「松戸地区」移動円滑化基本構想

5

5

/

ጸ



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

6.1 「松戸地区」移動円滑化基本構想

6.1.1 移動円滑化のための基本方針

松戸地区は、広域的な商業・業務機能や主要な公共公益施設が集積する松戸市の中心市街地である。JR松戸駅、新京成電鉄松戸駅の2駅で、一日平均利用者数は約32万人であり、松戸市内全駅の一日平均利用者数約79万人の3割にあたる。また、バス路線も集中しており、鉄道ネットワークと合わせて市内最大の広域交通拠点となっている。

このような現況等を踏まえ、4章に示した選定の考え方に基づいて、交通バリアフリー化が優先される地区として「松戸地区」を重点整備地区として設定する。

「松戸地区」のバリアフリー化にあたっては、下記の目標年度、対象について、特に松戸駅駅舎内の移動円滑化、および松戸駅から周辺施設までの移動円滑化等を中心に整備を推進する。

(1) 目標年度

平成22年(2010年)を目処に、他の関連施策(安心歩行エリア整備の進捗、水と緑と歴史の回廊づくり等)との整合を図りつつ事業を推進する。

(2) 対象

1) 人

全体構想の考え方を踏まえた上で、松戸駅を利用する方の特徴に配慮するものとする。松戸駅は、駅周辺地区の居住者はもとより、駅周辺への通勤や買い物、また、公共機関を利用するため、他地区から様々な目的をもった人が集まる。そのため、主に本地区への来訪者を対象に、すべての人が訪れやすい地区としてのバリアフリー化を目指す。

2) 場所

重点整備地区の設定エリアは、松戸駅を中心とした半径約 1km 以内の範囲より、駅との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含むエリアの中から、地域の現況や市民意向等をもとに設定した。

具体的には、西側は江戸川まで、東側は松戸中央公園まで含み、北側は東葛飾地域整備センターまで、南側は戸定が丘歴史公園まで含むエリアを重点整備地区として設定した。

I

2

3

4

5

6

7

8

(3) 特定事業

松戸地区は、鉄道ではJR常磐線、新京成電鉄、バス交通では京成バス、松戸新京成バス、東武バスセントラルといった公共交通が集中しており、広域を対象とした公共・公益施設が集積している。そのため、主に松戸駅駅舎内の移動円滑化、駅舎から駅前広場内のバス乗り場までの公共交通間の移動円滑化、電車・バス等の特定車両のバリアフリー化(「公共交通特定事業」)、および松戸駅から主要施設までの特定経路の移動円滑化(「道路特定事業」・「交通安全特定事業」)等が望まれている。これらの課題を踏まえ、松戸地区においては、以下の特定事業を行うものとする。

1) 公共交通特定事業

特定旅客施設

東日本旅客鉄道および新京成電鉄は、松戸市や駅ビル事業者等と協議を図りつつ、松戸駅内の通路の段差解消、わかりやすい案内板・誘導サインの設置、改札階とホームを結ぶエレベーターの設置、特にJR常磐線においてはラチ内への多目的トイレの設置等により、松戸駅駅舎内のバリアフリー化を推進する。

特定車両

鉄道事業者は、列車の車両について、車いすスペースの設置等によりバリアフリー化を推進する。

バス事業者は、バス車両について、低床バス等の導入によりバリアフリー化を推進する。また、タクシー事業者についても、福祉対応車両等の導入により バリアフリー化を推進する。

2) 道路特定事業

松戸駅と主要施設を結ぶ特定経路については、段差解消、幅員の確保、障害物の除去、誘導用ブロックの設置等によりバリアフリー化を推進する。

その際、県道については千葉県、また市道については市の関係部署が協議及 び連携を図り、整備推進する。

3) 交通安全特定事業

千葉県公安委員会は、松戸駅と主要施設を結ぶ特定経路等および駅前広場について、松戸市等と協議を図りつつ、見やすい標識や信号の設置、違法駐車・放置自転車の取締り強化等により、バリアフリー化を推進する。

4) その他の事業

松戸市は、駅前広場や駅前デッキについて、関連事業者等と協議しつつ、通路の段差解消、スロープ、エレベーター・エスカレーターの設置等により、バリアフリー化を推進する。また、交差点等に見やすい案内板や誘導サイン等を設置することにより、特定経路等のバリアフリー化を推進する。



(4) 目標の設定

松戸駅周辺地区の実状に応じ、移動円滑化のための目標を以下のように設定する。

松戸市最大の広域交通拠点としての利便性を高めるために、改札階~各ホームを結ぶエレベーターの設置、JR常磐線~新京成電鉄間の乗換え通路、松戸駅西口から西口駅前広場のバス・タクシー乗り場、松戸駅東口から東口バス乗り場・東口駅前広場のタクシー乗り場への乗換え通路の移動円滑化等により、円滑なバリアフリー乗換え動線を確保する。

西口駅前広場のバス・タクシー乗り場、および東口駅前広場タクシー乗り場のバリアフリー化を図る。

市の中心市街地にふさわしい賑わいのある快適な都市空間を目指し、松戸駅から主要施設および商店街を結ぶ経路の段差解消、路上障害物・放置自転車・ 違法駐車の除去、案内板の整備等により、安全・安心なバリアフリー歩行空間を創出する。

(5) 基本的な方針

1) 心のバリアフリーと施設整備等の連携

交通バリアフリー基本構想で目指す心のバリアフリーの取り組みにより、使い勝手や利用のしやすさの向上を図るとともに、市民のバリアフリーに関する展開を促す。これにより、高齢者・身体障害者をはじめとした移動制約者に対する日常の気づかい、道路不法占拠の防止、違法駐車・放置自転車の防止、民間店舗入口のバリアフリー化等につながることを目的とする。

また、これら心のバリアフリーと駅舎や特定経路等の施設整備等との連携により、地域のバリアフリー化を効果的に推進する。

2) 「松戸市総合計画」・「松戸市都市計画マスタープラン」との整合 松戸を代表する顔として、商業・業務機能を有する「広域交流拠点」に位置 づけている。

具体的には、主に下記の事業等を位置づけている。これらの計画と整合を図 りつつ、地区の移動円滑化を推進する。

- ・ 歩道の段差解消や駅のエレベーター設置、歩車共存道路の整備等による、 松戸駅周辺の「安全・快適で回遊性の高い歩行者空間」としての整備
- ・ 東口駅前広場の整備、主要幹線、主要地方道の整備等による松戸駅周辺 の交通混雑の解消、歩行者の快適性の確保

1

2

3

4

5

6

7

8

・ 西口駅前通りおよび駅前デッキの整備・改善等による、松戸駅付近と江 戸川を結ぶ経路の「シンボル軸」としての整備

3) 関係機関との積極的な連携による効果的な整備

各特定事業者が特定事業計画を作成する際には、市が窓口となって連絡調整を図り、引続き協議・意見聴取等を行いながら、基本構想の主旨を反映した計画の策定、および一体的な整備を効率的かつ円滑に進める。

4) 「あんしん歩行エリア」形成事業との連携

現在、松戸駅周辺では、「あんしん歩行エリア」形成事業が展開されている。 この地区は、本構想の重点整備地区と重複する場所であるため、本地区の移動 円滑化にあたっては、これら関連計画との連携を図りつつ、事業を推進してい く。

5) 各種助成等の導入検討

特定事業者による駅内のエレベーター等の設置や、低床バスの導入等の交通バリアフリー化を促進するために、各種助成制度等の導入について検討する。

M

6.1.2 松戸駅周辺地区の現況

- (1) 地区の現況
- 1) 松戸地域の特性

交 通

松戸駅はJR常磐線、新京成電鉄が乗り入れ、市内のバス路線の主要なターミナルであり、市内で最も重要な交通結節点である。

また、鉄道と平行して走る国道 6 号は、広域的な交通を担う幹線道路である。

市街地等

松戸駅周辺の商業地は市内で最も大きな商業集積地で、市外も含め広域から購買客を集めている。

市役所をはじめとする行政関連施設や様々な公共施設が集積する市民生活の中心となっている。

松戸駅周辺地区 53.5ha は、「都市再開発方針の二号地区 ()」に位置づけられている。

:市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、地元の再開発への気運の高まりや実現の見通し、緊急の整備の必要性、整備による広域的な波及効果等により選定されている。

2) 施設の立地状況

松戸駅周辺は、国や県の施設も立地する、市内で最も公共施設等が集積した 地区である。また、交通の利便性から商業施設等も多数集積している。 1

2

3

4

5

ŝ

/

8

(2) バリアフリー化の現況

1) 特定旅客施設

JR松戸駅、新京成松戸駅ともにホームと改札階との昇降設備として、全て車いす対応のエスカレーターが設置されている。昇降設備は各ホームに1基ずつ1方向の運転であるため、車いす等の昇降の際には、運転方向を切り替え対応している。

段差等に関しては、JR松戸駅内のトイレ出入口に階段があり、バリアフリー対応になっていない以外は、昇降設備等でバリアフリー化が図られている。

| | J R 松戸駅 | 新京成松戸駅 |
|----------|-----------------|-----------------|
| ホーム数 | 3 | 1 |
| 昇降設備 | 障害者対応エスカレーター 3基 | 障害者対応エスカレーター 1基 |
| 階段手すり | 1 段 | 2 段 |
| トイレ | 乳幼児設備あり | 障害者対応、乳幼児設備あり |
| 誘導警告ブロック | あり | あり |
| 点字表示券売機 | 10 台 | 6 台 |

表 6.1 旅客施設のバリアフリーの状況



昇 降 設 備 (エスカレーター) (JR)



点字表示券売機(新京成)



障害者対応トイレ(新京成)



昇 降 設 備 (エスカレーター) (新 京 成)



2) 自由通路

松戸駅の改札外は、駅の自由通路があり、東口、西口ともに駅前デッキと接続されている。駅前広場~改札階は、エレベーター等でバリアフリー化されている。

東口は、自由通路から駅前広場へエレベーターが整備されている。

西口は、自由通路から駅前広場へエスカレーターが整備されている。また、ボックスヒルの開店時間内においては、駅ビルのエレベーターも使用可能である。

3) 駅前デッキ

松戸駅東口側の駅前デッキは、隣接する商業施設等へ直接出入りが可能となっているが、商業施設等の建物の階層と高さを調整するため、施設の出入口やデッキ上部に階段がある。

西口の駅前デッキは、バス乗降所への出入口となる階段が付属しているが、 エレベーター等の段差解消に必要な昇降設備はない。





東口駅前デッキ上部

東口の段差解消施設(エレベーター)

4) 駅前広場等について

駅周辺は、「放置自転車禁止区域」及び「安心で快適なまちづくり重点推進地区」に指定されており、放置自転車の禁止、迷惑行為(喫煙、ポイ捨て、落書き、犬・猫の糞の放置、看板等の道路・歩道上への設置、つきまとい勧誘等)の禁止地区となっている。

1

2

3

4

5

6

7

8

6.1.3 市民からの意見・要望

- (1) まち歩き点検、ワークショップ等における意見・要望
- 1) まち歩き点検、ワークショップの目的

本構想では、市民(日常、駅周辺をご利用の方)の視点でまち中のバリアを点検することを重要視し、策定に反映させた。

「まち歩き点検・ワークショップ」は、障害をお持ちの方も持っていない方も、多くの方が一緒に歩き、議論することで、自らの問題だけではなく、自分の立場では気づかなかったバリアを共有する機会として実施し、これを踏まえて重点整備地区のバリアフリー化を目指すこととした。

2) 実施概要

日 時:平成16年3月12日(金)午後13:00~16:30

平成16年11月26日(金)午後13:00~17:00

参加者:高齢者、障害者、公募市民、ボランティア等 総数50名で実施

平成16年3月12日(金)点検実施ルート

| | . , | |
|--|--------------------------|---|
| 点検分担 | 参加 人数 | 備考 |
| (A)松戸駅西口(東西自由通路) ~ 西口公園 ~ 高砂通り ~ 伊勢丹通り ~市民会館 | 14 名 + ス タ ッ フ 6 名 | 重点整備地区の決定前に点検調査の モデル地区として、駅周辺の経路の移動円滑化に関わる問題点(段差等)を 確認 |
| (B)松戸市役所~コミュニティロード~東口駅前広場・駅前デッキ~市民会館 | 12名 +スタッフ 6名 | 試行的にまち歩き点検調査を行い、点 検調査方法そのものについても市民 の方々から意見を頂き、重点整備地区 の点検調査に結果を生かすものとし た |

平成 16年 11月 26日(金)点検実施ルート

| 点検分担 | 参加 人数 | 備 考 |
|--------------------------------------|--------------------------|--|
| (A)松戸駅構内(新京成側) ~ 松戸駅東口(駅前デッキ、駅広、新 | 14 名 +スタッフ | 券売機~乗車までの流れを確認 改札からバスやタクシー等への乗り 継ぎ、経路の段差等を確認 |
| 東京病院付近まで) | 4 名 | |
| (B)松戸駅構内(JR側)~ 松戸駅西口(駅前デッキ、駅広) | 10 名 + ス タ ッ フ 4 名 | 券売機~乗車までの流れを確認 改札からバスやタクシー等への乗り 継ぎ、経路の段差等を確認 |



3) 点検調査による市民からの意見・要望



図 6.1 点検調査による市民からの意見・要望

点検調査による市民からの意見・要望(続き)

経路全般の課題

- ・自転車の放置自転車が目立つ。違法駐車が歩道を占拠している。
- ・全般的に歩道の幅が足りない。
- ・義足装着者には、縦断勾配だけではなく横断勾配も移動の支障となる。
- ・歩道上の自転車、植栽の撤去が必要である。
- ・市役所までの経路は、縦断勾配がきつい。
- ・現状では、障害者が1人で歩けない。
- ・電柱をなくしていくことが重要。
- ・インターロッキング舗装が、痛んでいる箇所がある。段差を生じている箇所も多い。
- ・経路上に視覚障害者誘導ブロックの整備が不十分である。また、本来縁石に面して設置されるべきだが、そうはなっておらず、歩道端部の位置がわかりにくい。
- ・インターロッキングが工事等によってはがされ、積み上げられたままになっている。
- ・側溝のグレーチングが取り外されたままの箇所がある。
- ・西口公園と道路の段差は大きすぎる。
- ・JR線路下を通過する地下道は、スロープの勾配が急である。











点検調査による市民からの意見・要望(続き)

沿道の商業施設・商店について

- ・歩道に面している商店の看板、看板に繋がる電源コードが危険である。
- ・歩道に平積みされている商品等も同様に危険である。





公共交通機関について

- ・車椅子でバスを利用しようとすると、拒否される場合がある。
- ・視覚障害者は、タクシーの乗車拒否にあう場合がある。また、運賃表示が見えないため、 口頭で請求される(高過ぎる)運賃に疑問を感じる事がある。

点検調査、ワークショップに係わる意見や提案

- ・日常的に利用する経路についても点検調査やワークショップを行いたい。
- ・松戸駅周辺地区は、参加者、参加団体を増やして何度か点検調査やワークショップを行ったほうが良い。
- ・個人情報の取扱いに留意しつつ、参加者名簿を作ってほしい。 (ワークショップ以外でも参加者間の情報交換等ができることが望ましい)
- ・調査用の地図をもっと大きくし、書き込みの容易なものにしてほしい。
- ・経路上の課題を一人ひとりが発表するのではなく、いくつかのグループ単位で、各々得られた課題を地図上に整理してみてはどうか?

2

2

1

5

5

7

Q





6.1.4 松戸駅周辺地区の課題

"施設整備の現況調査"や"まち歩きワークショップ"から以下に示す課題が挙げられる。

(1) 公共交通に関する課題

(駅の課題)

- 昇降設備が少ない(エレベーター等が必要)
- ・ 案内標示 (券売機、トイレ、エスカレーター、呼び出しボタン、音声案内、階段手すりの点字等)が少ない、分かりづらい
- ・ ホーム上のベンチや柱、階段、誘導用ブロック等の位置関係で移動しづらい場所がある
- ・ 券売機は、車いす使用者、視覚障害者が利用しづらい(高さ、表示、蹴込み)
- ・ 切符を購入する際の情報を理解しづらい
- ・ 床が滑りやすい
- ・ 車いすで利用できるトイレがない

(バス・タクシーの課題)

車いすで乗車できない車両がある。

(2) 駅前デッキ・自由通路に関する課題

- ・ 駅改札口を出た場所での周辺施設やエレベーター等昇降設備の案内サインがない。
- ・ 駅前デッキ上部に段差がある。
- ・ 松戸駅西口側は、商業施設(ボックスヒル)の開店時しかエレベーターが利用できない。

(3) 駅前広場に関する課題

- 放置自転車が多い。
- ・ 西口駅前広場の身体障害者用タクシー乗り場が、違法駐車で機能していない。また、タクシーを呼ぶ際に押すボタンの取り付け位置がわかりにくい。
- 西口のバス乗り場は駅前デッキと接続しているため、必ず階段を使う必要がある。昇降設備等は設置されていない。

(4) 歩道に関する課題

- ・ 歩道の幅が狭い箇所がある。
- ・ 放置自転車によって歩道幅を狭められている場所がある。
- ・ 街路樹の成長により、根幹部の歩道のインターロッキングが凸凹を生じている。
- ・ 細街路との交差部の歩道切り下げによって、歩道横断勾配がきつい箇所がある。交差点隅切り部においても段差が大きい箇所がある。
- ・ 歩道の舗装が痛んでいる箇所がある。
- 駅周辺施設への案内サインが必要な箇所にない場合がある。
- ・ 誘導用ブロックがない箇所がある。

(5) 心のバリアフリーに関する課題

- ・ 店舗等の入口付近や駅前に放置自転車が多い。
- ・ 歩道上の占用物(商品、商店の看板、看板に繋がる電源コード)が危険である。
- ・ 身体障害者用タクシー乗り場が違法駐車で機能していない。

2

2

1

5

6

7

ጸ

6.1.5 重点整備地区の区域

松戸地区における重点整備地区の区域は、前項までに整理したまち歩き点検調査の結果やパブリックコメントの結果等をもとに、松戸駅を中心とした概ね1kmの範囲から設定した。

具体的には、西側は江戸川を最大に主要地方道松戸・野田線、坂川、西口駅 前通り等を境としている。

東側は、松戸中央公園、東京聖徳大学等の施設、戸定が丘歴史公園等を境と している。

*青少年会館積野口分館。 東葛飾地域整備セ: 中央保健福祉セ 松戸市役所 (国) 松戸税務署 2017·00 x 2017·00 京葉ガス 勤労会館 松戸市消費生活センタ 松戶・野田線 6-329 (県)。松戸健康福祉センタ 東葛飾県民センタ 新東京病院 女性センターゆうまづど 6-255。東京聖徳大学 宮本眼科クリニシク 生涯学習支援研究センタ 小倉耳鼻咽喉科医院 東京聖徳大学 国民生活公庫松戸支店 UR松戸営業センター 生2-66 松戸市中央公園庭球場・ (県) 東葛飾旅券事務所 ピアザ松戸 松戸整形外科クリニック 松戸公証役場 伊勢丹松戸店 于蒙家庭教利所松戸支部 独立行政法人都市再生機構、主葉地域支社 千葉地方裁判所松戸支部 (国) 松戸公共職業安定所松戸駅前庁舎 松戸駅前交番 加市民会館 主1-27 第二平和保育團 戸定歴史館、松雲亭 千葉大学園芸学部 🛑 500m

松戸地区施設立地状況

●公共施設

松戸市役所、松戸市教育委員会、衛生会館、女性センターゆうまつど、市 民会館、市民劇場、文化ホール、動労会館、松雲亭、戸定歴史館、図書館 本館、松戸市中央公園庭球場・ブール、中央保健福祉センター、松戸健康 福祉センター(松戸保健所)、(県)東葛飾旅券事務所、東葛飾県民セン ター、(国)松戸税務署、(国)松戸公共職業安定所松戸駅前庁舎、UR松 戸営業センター、独立行政法人都市再生機構 千葉地域支社、国民生活公庫 松戸支店、(国)松戸郵便局、東葛飾地域整備センター、松戸公証役場、 松戸市消費生活センター、松戸駅前交番、商工会議所

京葉ガス

青少年会館樋野口分館、国土交通省関東地方整備局首都国道事務所、千葉 地方法務局松戸支局、千葉地方検察庁松戸支部、千葉家庭裁判所松戸支部 、松戸簡易裁判所、千葉地方裁判所松戸支部

医療施設

新東京病院

宮本眼科クリニック、能登眼科病院、小倉耳鼻咽喉科病院、松戸整形外科 クリニック

東葛クリニック松戸、東葛クリニック病院

●福祉施設

(財) 松戸市福祉公社、第二平和保育園、第一平和保育園、ビオラ工房

教育施設

東京聖徳大学、東京聖徳短大、東京聖徳大学生涯学習支援研究センター 千葉大学園芸学部

●大規模商業施設

イトーヨーカ堂、伊勢丹松戸店、ピアザ松戸、Dマート、ボックスヒル サニーランド

| | 凡 例 |
|------|----------------|
| | 重点整備地区 |
| **** | 特定経路 |
| | 準特定経路 |
| | 特定旅客施設 |
| | 公共施設 |
| | 福祉施設 |
| • | 医療施設 |
| • | 教育施設 |
| | 大規模商業施設 |
| • | その他 |
| 0 | 特定旅客施設より1km圏内 |
| | 特定旅客施設より500m圏内 |
| • | バスルート |

図 6.3 重点整備地区(松戸地区)の区域と特定経路等

1

2

3

4

5

6

7

8

6.1.6 移動円滑化のために実施すべき特定事業及びその他の事業

松戸地区において実施する特定事業及びその他の事業は、前項までに整理したまち歩き点検調査の結果やパブリックコメントの結果等をもとに、関係事業者間で協議し、事業内容の調整を行った。

その際、特定旅客施設・特定経路の現状や特定事業者間の整備方針等考慮し、 事業等を以下の3つの段階に分けて整理区分を行った。

「特定事業」・・・・・・・・・・目標年度(2010年)までの完了を目指す事業等。

「継続事業」・・・・・・・・・・目標年度(2010年)以降も継続的に実施する事業等。

「事業化検討項目」・・・・・技術的な問題や関連計画との調整、関係者間の合意形成

のため、目標年度(2010年)までの事業完了は困難であるが、早期実現を目指して事業化の検討を進める事業等。実

施が可能になった時点で、随時事業にとりかかる。

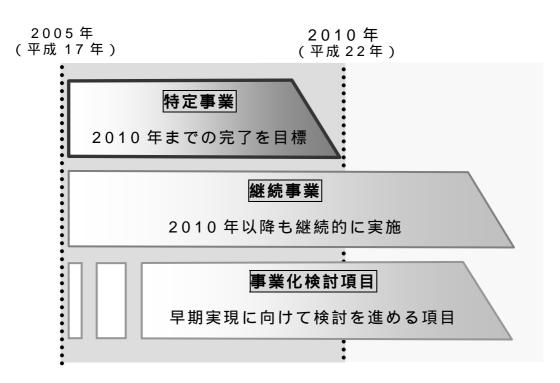


図 6.4 バリアフリー事業の展開イメージ

以下に、松戸地区において実施する公共交通特定事業、道路特定事業、交通 安全特定事業等を、担当する各特定事業者別および経路別に示す。

今後はこの結果をもとに、各特定事業者が事業計画を作成し、事業実施へと 展開していく。 1

2

3

4

5

6

7

8

(1) 公共交通特定事業

鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、駅ビル事業者、松戸市等の各特定事業者との協議・調整の上取りまとめた。各事業者の移動円滑化基準による事業実施内容は以下の通りである。

なお、交通バリアフリー法の中で、車両等のバリアフリー化、案内情報の適切な提供、職員に対する教育訓練は、交通事業者等が講ずべき措置として義務付けられている。

1) 鉄道事業者

今後、事業計画を作成し事業実施へと展開していく際には、東日本旅客鉄道および新京成電鉄が市や駅ビル事業者と協議・調整の上、事業を実施する。

また、協議・調整の際、特に松戸駅西口改札階から駅前広場へのエレベーターの設置、ラチ外の「床面の改良」、「案内サインの設置」等への事業費の公的補助、設置後の管理運営方法等の協議も併せて行うものとする。



東日本旅客鉄道(JR)

現状の問題として、改札階と常磐線各ホームを結ぶ昇降施設が階段とエスカレーターのみのため、車いすのエスカレーター使用時に利用者の円滑な移動が難しい点、障害者対応のトイレが不備な点等が挙げられる。

以下に、JRが松戸市や新京成電鉄、および駅ビル事業者等と協議の上、実施する特定事業等について示す。

表 6.2 公共交通事業者(東日本旅客鉄道)が実施するバリアフリー特定整備の内容

| 12 0.2 | | 来省(未口平派各数 <i>色)が</i> 天肥するパップノッ 行列 | |
|---------------------|-----------|--|-------------|
| 事業者東日本旅客鉄道株式会社場所・項目 | | 取組み方針 | |
| 駅舎 | 情報設備 | 歩行者動線に配慮するとともに、バリアフリー に関連した昇降設備等の設置位置に合わせた、 わかりやすい案内サインを設置する。 | 特定事業 |
| 口(全体 | 誘導用ブロック | 設置済みである。破損等の連絡があった場合、 早急に対応する。 | 継続事業 |
| (4) | 床面 | 雨天時に床面が濡れて転倒・転落しやすい状態 になった場合は、床面清掃を行い安全性を確保 する。 | 継続事業 |
| | ホーム | 衝突によるけがを防ぐため、通行の多い箇所に ついては、柱の角の保護や柱の付帯施設等の設 置位置を検討する。 | 継続事業 |
| | | 改札階とホームを結ぶエレベーターを設置す る。 | 特定事業 |
| | 昇降施設 | エスカレーター横のインターホンについては、 位置がわかりやすいように、案内表示等を改良 する。 | 継続事業 |
| 駅舎(ラチ | | エスカレーターを移動制約者が使用する場合は、補助に当たった社員が一般利用者に対し、 一時的にエスカレーターの使用に不便が生じる ことについて、理解して頂けるように声掛けを 行う。 | 継続事業 |
| 内) | | 階段手すりは、子どもや高齢者が握りやすく、 使いやすい高さを選択できるものへ改良する。 | 特定事業 |
| | | 手すりの点字については、破損等の連絡があっ た場合、早急に対応する。 | 継続事業 |
| | | 階段の踏み面端部を容易に認識できるように改 良する。 | 特定事業 |
| | トイレ | 旅客用トイレとして誰でも使用できる「多目的 トイレ」を設置する。 | 特定事業 |
| 駅舎(| 階段 | 階段の踏み面端部を容易に認識できるように改 良する。 | 特定事業 |
| 外) (ラチ | 西口側エレベーター | 改札階と西口駅前広場を結ぶエレベーターにつ いては、設置場所や管理等について市や駅ビル 事業者等と協議し、設置する。 | 事業化検討 項目 |

1

2

3

1

5

6

7

8

| 事業者場所・項目 | 東日本旅客鉄道株式会社 | 取組み方針 |
|------------|--|-------|
| 西口側エスカレーター | 西口側エスカレーター横のインターホンについては、位置がわかりやすいように、案内表示等を改良する。 なお、エスカレーターを移動制約者が使用する場合は、補助にあたった社員が一般利用者に対し、一時的にエスカレーターの使用に不便が生じることについて理解して頂けるように声掛けを行う。 | 継続事業 |
| 東口側エレベーター | 松戸市が東口エレベーターへの誘導サインを設 置する際には協力する。 | 特定事業 |
| 車両 | 交通バリアフリー法に基づき新造車両について は、車いす等の乗車位置を確保したバリアフリ ー対応車両を導入する。 | 継続事業 |
| 教育 | 新任研修や定期研修等において、高齢者や障害者のニーズへの理解を深め、接し方や介助における適切な対応を図るためのプログラムを導入する。 また、松戸市が実施する駅舎内のまち歩き点検の際には、社員も協力する。 | 継続事業 |
| 情報 | JRのホームページや広報誌、市の広報誌等を活用し、利用者へ向けて施設のバリアフリー化の状況を定期的に発信するとともに、社員による介添えサービス等のソフト施策についてもサービスが受けやすいように内容・方法を広くPRする。 また、ご意見箱等の設置により、利用者の声を取り入れるように努める。 | 継続事業 |

昇降施設・エスカレーターのインターホン(駅舎・ラチ内・外)





新京成電鉄

現状の問題点は、改札階とホームを結ぶ昇降施設が階段とエスカレーターの みのため、車いすのエスカレーター使用時に利用者の円滑な移動が難しい点等 が挙げられる。

以下に、新京成電鉄が、松戸市やJR、および駅ビル事業者等と協議の上、 実施する特定事業等について示す。

表 6.3 公共交通事業者(新京成電鉄)が実施するバリアフリー特定整備の内容

| | 事業者 | | |
|-------------|------------|---|--------------------|
| 場所・ | _ | 新京成電鉄株式会社 | 取組み方針 |
| 駅 | | 歩行者動線に配慮するとともに、昇降設備等バリ | |
| 舎 | 情報設備 | アフリー設備の設置位置に合わせた、わかりやす | 特定事業 |
| 수 소 | | い案内サイン、および音声案内設備を設置する。 | |
| 全 体 | 床面 | 雨天時に床面が濡れて転倒・転落しやすい状態に | 継続事業 |
|) | 火 田 | なった場合は、床面清掃を行い安全性を確保する。 | 松 称 学 未 |
| | | 衝突によるけがを防ぐため、通行の多い箇所につ | |
| | ホーム | いては、柱の角の保護や柱の附帯設備等の設置位 | 継続事業 |
| | | 置を検討する。 | |
| | | 改札階とホームを結ぶエレベーターを設置する。 | 特定事業 |
| | | エスカレーター横のインターホンについては、位 | #+ ch == 3# |
| 駅舎 | | 置がわかりやすいように、案内表示等を改良する。 | 特定事業 |
| ا آ ا | | エスカレーターを移動制約者が使用する場合は、 | |
| ラチ | | 補助に当たった社員が一般利用者に対し、一時的 | #+ ch == ## |
| 内 | 昇降設備 | にエスカレーターの使用に不便が生じることにつ | 特定事業 |
| | | いて理解して頂けるように声掛けを行う。 | |
| | | 階段手すりは、子どもや高齢者が握りやすく、使 | #+ ch == 3# |
| | | いやすい高さを選択できるものへ改良する。 | 特定事業 |
| | | 手すりの点字については、破損等の連絡があった | www.tt ====== |
| | | 場合、早急に対応する。 | 継続事業 |
| | | 松戸市が東口エレベーターへの誘導サインを設置 | |
| ラ駅舎 | 東口側エレ | する際には協力する。 | 特定事業 |
| 外舎) | ベーター | | 1372 378 |
| | | 交通バリアフリー法に基づき新造車両について | |
| | | 父週ハッアフリー法に基っさ新垣単画について は、車いす等の乗車スペースを確保したバリアフ | |
| | 車両 | | 継続事業 |
| | | リー対応車両を導入する。また、既存車両につい | |
| | | ても可能な限りバリアフリー化への対応を行う。 | |

1

2

3

4

5

6

7

8

| 事業者場所・項目 | 新京成電鉄株式会社 | 取組み方針 |
|----------|--|-------------------------------|
| | 新任研修や定期研修等において、高齢者や障害者のニーズ への理解を深め、接し方や介助における適切な対応を図る | |
| 教育 | ためのプログラムを導入する。 | 継続事業 |
| | また、松戸市が実施する駅舎内のまち歩き点検の際には、 社員も参加する。 | |
| | 新京成電鉄のホームページや市の広報誌等を活用し、利用 | |
| 14.45 | 者へ向けて施設のバリアフリー化の状況を定期的に発信す | tulat de la s alta |
| 情報 | るとともに、社員による介添えサービス等のソフト施策に ついてもサービスが受けやすいように内容・方法を広くP | 継続事業 |
| | Rする。 | |

昇降施設・エスカレーターのインターホン(駅舎・ラチ内・外)



ホーム(駅舎・ラチ内)昇降施設・エスカレーターのインターホン(駅舎・ラチ内・外)





6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

2) バス事業者(東武バスセントラル、松戸新京成バス、京成バス)

バス利用の移動円滑化にあたっては、低床バス等の導入が進められているが、 バス停の構造が対処しきれていない。また、バス停に上屋の無い箇所があるこ と等が主な問題点として挙げられる。

関係者間での協議・調整の際に事業費への各種助成制度、設置後の管理運営 方法等の協議も併せて行うものとする。

以下に、東武バスセントラル、松戸新京成バス、京成バスの各バス会社が、 松戸市等と協議の上、実施する特定事業等について示す。

表 6.4 公共交通事業者(東武バスセントラル)が実施するバリアフリー特定整備の内容

| 事業者場所・項目 | 東武バスセントラルセントラル株式会社 | 取組み方針 |
|------------|---|------------------|
| 西口バスターミナル | 道路管理者等と協議の上、西口バスターミナルの再配置等 | 特定事業 |
| | を検討する。 停留所の案内板・時刻表等は、LED 表示板等の採用により | |
| 停留所 | 遠くから視認性が良くみやすいものへの改良を検討する。 | 特定事業 |
| 案内サイン | 松戸市等と協議し、行先別バス乗り場の位置がわかりやす | 特定事業 |
| | いように、案内サインの改良を検討する。 | 101-2011 |
| 車両 | 交通バリアフリー法に基づき、新造車両については、低床 バスを導入する。(低床バスは目標値を導入済み) | 継続事業 |
| 教育 | 新任研修や定期研修において、高齢者や障害者に対する接 | 継続事業 |
| 秋 月 | 遇及び様々な状況の対応について教育する。 | 松心 学未 |
| | 東武バスセントラルのホームページや市の広報誌等を活 | |
| | 用し、利用者へ向けて低床バスの運用状況等を定期的に発 | |
| 情報 | 信するとともに、運転手による介添えサービス等のソフト | 継続事業 |
| | 施策についてもサービスが受けやすいように内容・方法を | |
| | 広くPRする。 | |

1

2

3

4

5

6

7

0

表 6.5 公共交通事業者(松戸新京成バス)が実施するバリアフリー特定整備の内容

| 事業者場所・項目 | 松戸新京成バス株式会社 | 取組み方針 |
|----------|----------------------------|---------------------|
| it on or | 停留所の案内板・時刻表等は、遠くから視認性が良くみや | 事業化検討 |
| 停留所 | すいものへの改良を検討する。 | 項目 |
| 安山サイン | 松戸市等と協議し、行先別バス乗り場の位置がわかりやす | 性空車光 |
| 案内サイン | いように、案内サインの改良を検討する。 | 特定事業 |
| 市市 | 交通バリアフリー法に基づき、新造車両については、低床 | /似/主 車 光 |
| 車両 | バスを導入する。 | 継続事業 |
| | 新任研修や定期研修において、高齢者や障害者に対する接 | |
| 教育 | 遇及び様々な状況の対応について教育する。また、マニュ | 継続事業 |
| | アルを作成し、職員への周知を図る。 | |
| | 松戸新京成バスのホームページや市の広報誌等を活用し、 | |
| | 利用者へ向けて低床バスの運用状況等を定期的に発信す | |
| 情報 | るとともに、運転手による介添えサービス等のソフト施策 | 継続事業 |
| | についてもサービスが受けやすいように内容・方法を広く | |
| | PRする。 | |



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

表 6.6 公共交通事業者(京成バス)が実施するバリアフリー特定整備の内容

| 事業者場所・項目 | 京成バス株式会社 | 取組み方針 |
|-----------|-------------------------------|----------------------|
| 西口バスターミナル | 道路管理者等と協議の上、西口バスターミナルの再配置 | 特定事業 |
| | 等を検討する。 | |
| | 停留所の案内板・時刻表等は、大型化表示板等の採用に | 事業化検討 |
| | より遠くから視認性が良くみやすいものへの改良を検 | 項目 |
| 停留所 | 討する。 | |
| IT HI III | 道路管理者及び市と設置箇所や管理について協議し、停 | |
| | 留所への上屋等の設置をする。(西口は、平成 16 年度中 | 特定事業 |
| | に設置予定) | |
| 中土川八、 | 松戸市等と協議し、行先別バス乗り場の位置がわかりや | 4+r5- 24 |
| 案内サイン | すいように、案内サインの改良を検討する。 | 特定事業 |
| 市市 | 交通バリアフリー法に基づき、新造車両については、低 | 継続事業 |
| 車両 | 床バスを導入する。 | 継統 事業 |
| | 新任研修や定期研修において、高齢者や障害者に対する | |
| 教育 | 接遇及び様々な状況の対応について教育する。また、マ | 継続事業 |
| | ニュアルを作成し、職員に配布して周知を図る。 | |
| | 京成バスのホームページや市の広報誌等を活用し、利用 | |
| | 者へ向けて低床バスの運用状況等を定期的に発信する | |
| 情報 | とともに、運転手による介添えサービス等のソフト施策 | 継続事業 |
| | についてもサービスが受けやすいように内容・方法を広 | |
| | くPRする。 | |

案内板 · 時刻表(停留所)



案内サイン(西口)



車両(低床パスの例)





3) タクシー事業者

現状の問題としては、違法駐車によりタクシーが利用しにくい。西口駅前広場の車いす用タクシー乗り場に上屋がない箇所があること、福祉車両の利用の仕方が分かりにくいこと等が挙げられる。

したがって、関係者間での協議・調整の際に事業費への公的補助、設置後の管理運営方法等の協議も併せて行うものとする。

以下に、タクシー事業者が、松戸市等と協議の上、実施する特定事業等について示す。

表 6.7 公共交通事業者(タクシー事業者)が実施するバリアフリー特定整備の内容

| 事業者場所・項目 | タクシー事業者 | 取組み方針 |
|----------|--|-------------|
| | 西口駅前広場の身障者用タクシー乗り場のコールボタンについては、利用しやすいように、案内表示の設置等を松戸市に提案し、 改良する。 | 特定事業 |
| タクシー | 西口駅前広場の身障者用タクシー乗り場へのわかりやすい案内 サインの設置箇所や管理について、道路管理者及び市と協議し、 設置する。 | 特定事業 |
| 乗り場 | 西口駅前広場の身障者用タクシー乗り場の上屋、音声案内装置の 設置や管理について、道路管理者及び市と協議・検討する。 | 事業化検討 項目 |
| | 駅から福祉車両を利用しやすいような配車システムを市と協議を図り、構築する。 | 継続事業 |
| | 駅前広場の交通処理を円滑にするため、松戸市、道路管理者等と 協議の上、待機所等からの配車を検討する。 | 事業化検討 項目 |
| 車両 | 市の福祉施策と協力体制を図り福祉車両を増やす。 | 継続事業 |
| 教育 | 新任研修や定期研修等へ高齢者や障害者のニーズへの理解を深め、接し方や介助において適切な対応を図るためのプログラムを 導入する。 | 継続事業 |
| 情報 | 利用者の利便性の向上に向けて、市の広報誌等を活用し、サービスが受けやすいように内容・方法を広くPRする。 | 継続事業 |

身障者用タクシー乗り場



車両・タクシー乗り場



1

2

3

4

5

6

7

8

(2) 道路特定事業・交通安全特定事業・その他の事業

特定経路において実施する特定事業等は、道路管理者、千葉県公安委員会、松戸市等の各特定事業者との協議・調整の上取りまとめた。特定経路の移動円滑化基準にもとづく事業実施内容は以下の通りである。

なお、「道路特定事業」については、道路管理者である県や市(主要地方道 松戸・野田線、主要地方道 松戸・停車場線については千葉県、その他の市道 については松戸市)が、公安委員会等と協議の上、事業を実施する。

「交通安全特定事業」については、公安委員会等(千葉県公安委員会、千葉県警察、松戸警察署)が、松戸市および市民団体等と協議の上、事業を実施する。

また、「その他の事業」については、松戸市が、道路管理者および公安委員会等と協議の上、事業を実施する。

1) 全体

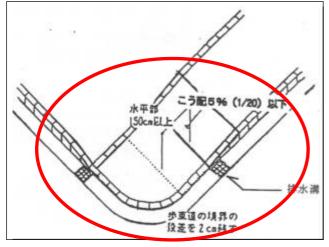
表 6.8 特定経路における特定事業等(共通)

| 特定事業 | 実施すべき事業 | 取組み方針 |
|------------|---|-------|
| 道路特定 事業 | 細街路との交差部・車乗り入れ部における車道との段差の 解消、巻込部の切下げ改修、歩道凸凹部の舗装修繕、勾配 の改善等により、歩道の平坦性を確保する。 | 特定事業 |
| | 特定経路のうち、特に交差点部、施設入口、バス停留所、 危険物周辺等においては、視覚障害者等の円滑で安全な移 動を支援するために、誘導用ブロックを設置する。 | 特定事業 |
| | 歩道内の排水溝の溝蓋を改修する場合、および新たに設ける場合は、杖、車いすのキャスター等が落ちない溝蓋(目の細かいグレーチング等)とする。 | 特定事業 |
| | 歩道の舗装面は、原則として排水性舗装等の滑りにくく水 はけの良い舗装・舗装材とする。 | 継続事業 |
| 交通安全 | 違法駐車の取り締まりを強化する。 | 特定事業 |
| 特定事業 | 歩道の不法占拠(露店等)の取り締まりを強化する。 | 特定事業 |
| | 「大型標識」等の導入を推進し、標識の視認性の向上を図る。 | 継続事業 |
| その他の事業 | 歩行者動線の要所となる交差点等には、必要に応じて公 共・公益施設、病院等の案内標識を整備する。 | 特定事業 |
| 尹未 | 放置自転車の取り締まりを強化(街頭指導・撤去等)する。 | 特定事業 |
| | 歩道の不法占拠(路上看板・商品等)への取り締まりを強 化(街頭指導・撤去等)する。 | 特定事業 |
| | 誘導サインの連続性を確保すると共に、デザインの統一化を推進する。 | 継続事業 |
| | NPO、市民団体、公共交通事業者等と協調して、一般市民参加による市街地まち歩き点検を定期的に行う。 | 継続事業 |

6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

M

巻き込み部(道路特定事業)



歩道凸凹部(道路特定事業)

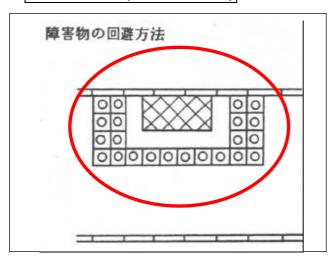


2

1

3

誘導用プロック(道路特定事業)



グレーチング(道路特定事業)



5

4

6

|水はけの良い舗装・舗装材(道路特定事業)|

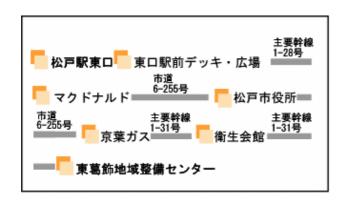


7

8

2) 路線別

松戸駅東口~東葛飾地域整備センターの経路松戸駅から国、千葉県、松戸市管轄の多くの公共・公益施設等への主要な経路のため、主に平日の市内外からの歩行者交通量が比較的に多い経路である。



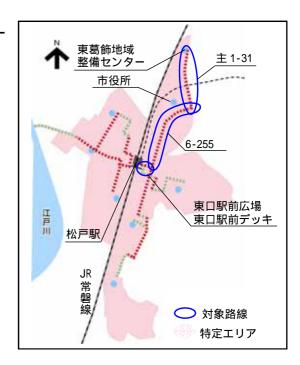


表 6.9 特定事業等(路線別)

| 特定事業 | 路線名 | 区間 | 実施すべき事業 | 取組み方針 |
|------------|---------------|--------------------------------|--|-------|
| 道路特定事業 | 主要幹線1-31号 | 京葉ガス前交差点~東葛飾地域整備センター | 側溝の改良や、公安委員会等と協 議により集約化を図れる電柱、標 識等については集約化を図ること で、現歩道の歩行空間を有効に使 | 継続事業 |
| その他 の事業 | 東口駅前デッキ | 東 口 駅 前 デ ッ キ ~ 東 口 駅前広場 | 用する。 東口エレベーターへの誘導サイン を設置する。 | 特定事業 |
| | 東口駅前広場 | | 東口エレベーター内の音声案内等 を、利用者にわかりやすいように 改善する。 | 特定事業 |
| | 主要幹線 1-28号 | 松 戸 駅 東 口 ~ マクド ナルド | 周辺施設案内板を設置する。 | 特定事業 |

:市道 6-255 号については、特定事業の内容が表 6.8 に該当するため省略した。



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

主要幹線 1-31 号(道路特定事業)



東口駅前広場周辺(交通安全特定事業・その他の事業)



松戸駅東口~中央公園の経路

松戸駅から松戸中央公園、聖徳大学へのアプローチ経路として松戸駅東口改札階からライオンズステーションタワー松戸に続く駅前デッキ、ライオンズステーションタワー松戸内東西通路を含む経路である。



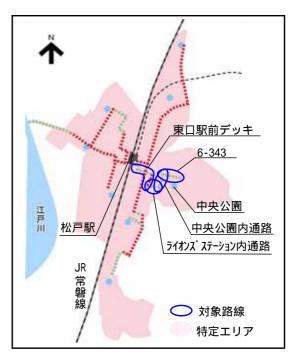


表 6.10 特定事業等(路線別)

| 特定事業 | 路線名 | 区間 | 実施すべき事業 | 取組み方針 |
|--------|------------------------------|------------------------|---|-------|
| その他の事業 | ラズショ カスコ カスコ カ 路 | ライオンズス テーション内 通路 | 移動円滑化されたライオンズス テーション内通路の周知徹底を 図るため、エレベーター等への誘 導サイン、誘導用プロックの設置 等を推進する。 | 特定事業 |
| | 松戸中央 公園内西 側通路 | 松戸中央公園 内西側通路 | 公園内通路の階段部分に、スロー プ等を設置する。 | 特定事業 |
| | 東口駅前デッキ | 東口駅前デッ キ | わかりやすい周辺施設案内板に 改良する。 | 特定事業 |
| | | | 東口駅前デッキ上の移動円滑化 推進に向けて、階段部分へのスロ ープ等の設置を検討する。 | 特定事業 |

:市道 6-343 号については、特定事業の内容が表 6.8 に該当するため省略した。

中央公園内西側通路(その他の事業)

東口駅前デッキ(その他の事業)





6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想 ▮

M

松戸駅東口~戸定が丘歴史公園の経路

松戸駅から戸定が丘歴史公園への経路として、主に観光客が通行する経路である。



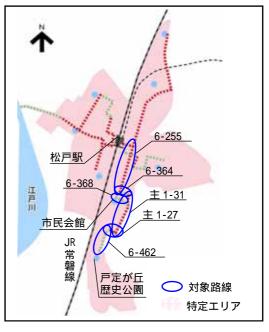


表 6.11 特定事業等(路線別)

| | | | • | |
|------|--------|----------------------------|----------------------------------|-------------|
| 特定事業 | 路線名 | 区間 | 実施すべき事業 | 取組み方針 |
| 道路特 | 市道 6 - | 戸 定 が 丘 歴 史 公園進入路 | 側溝の改良や、公安委員会等と | |
| 定事業 | 462 号 | 公园连八路 | 協議により集約化を図れる電 柱、標識等については集約化を | 継続事業 |
| | | | 図ることで、歩行空間を有効に 使用する | |
| その他 | 主要幹線 | 戸 定 が 丘 歴 史 公 園 進 入 路 入 | 周辺施設案内板を設置する。 | 特定事業 |
| の事業 | 1-27 号 | 口付近 | | 10 AC FF AC |

: 主要幹線 1-31 号、市道 6-255 号、市道 364 号、市道 6-368 号については、特定事業の内容が表 6.8 に該当するため省略した。

市道 6-255 号(交通安全特定事業

・その他の事業)



市道 6-462 号(道路特定事業)



1

2

3

4

5

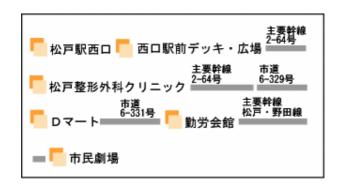
6

7

8

松戸駅西口~勤労会館~市民劇場の経路

松戸駅から D マート、勤労会館等に行く際の、歩行者や自転車の主要な経路となっている。



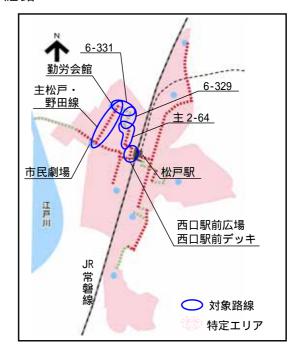


表 6.12 特定事業等(路線別)

| 特定事業 | 路線名 | 区間 | 実施すべき事業 | 取組み方針 |
|--------|---------------------------|---------------------------------|---|-------------|
| 道路特定事業 | 主要幹線2-64号 | 西 口 駅 前 広 場 ~ D マ ー ト前交差点 | 側溝の改良や、公安委員会等と協 議により集約化を図れる電柱、標 識等については集約化を図ること | 継続事業 |
| | | | で、現歩道の歩行空間を有効に使 用する。 | |
| その他の事業 | 西口駅前 広場 西口駅前 デッキ | 西 口 駅 前 広場 ~ 西 口 駅 前デッキ | 西口駅前広場の車いす用タクシー乗り場 へのわかりやすい案内サインを設置す る。 | 特定事業 |
| | | | バス事業者と協議の上、西口バス ターミナルの再配置等による、バ ス乗降所までの経路のバリアフリ ー化を検討する。 | 事業化検討 項目 |

:主要幹線松戸・野田線、市道 6-329 号、市道 6-331 号については、特定事業の内容が表 6.8 に該当するため省略した。



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

主要幹線 2-64 号(道路特定事業)



西口駅前広場とその周辺(交通安全特定事業・その他の事業)



西口駅前広場(その他の事業)



1

2

3

4

5

6

7

8

松戸駅西口~図書館本館~江戸川の経路

松戸駅から図書館本館、江戸川への 主要な経路であり、松戸市の顔となる シンボル軸でとして位置づけられてい る。



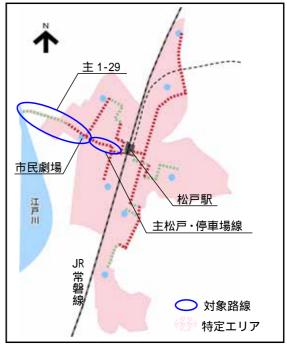


表 6.13 特定事業等(路線別)

| 特定事業 | 路線名 | 区間 | 実施すべき事業 | 取組み方針 |
|------|--------|---------------------|------------------|-------|
| 道路特 | 主要幹線 | 坂川~江戸 | 側溝の改良や、公安委員会等と協 | |
| 定事業 | 1-29 号 | Ш | 議により集約化を図れる電柱、標 | |
| | | | 識等については集約化を図ること | 継続事業 |
| | | | で、現歩道の歩行空間を有効に使 | |
| | | | 用する | |
| その他 | 主要地方 | 松 戸 駅 西 口 (駅前広場) | 周辺施設案内板を設置する。(主要 | |
| の事業 | 道松戸・ | ~ 主要地方 | 地方道松戸・野田線交差点付近) | 特定事業 |
| | 停車場線 | 道松戸・野田 線交差点 | | |

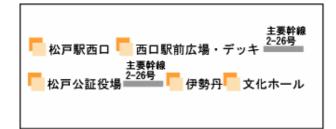
主要幹線 1-29 号(道路特定事業)



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

M

松戸駅西口~文化ホールの経路 松戸駅から文化ホール、伊勢丹松戸 店等に行く際の、歩行者や自転車の主 要な経路となっている。



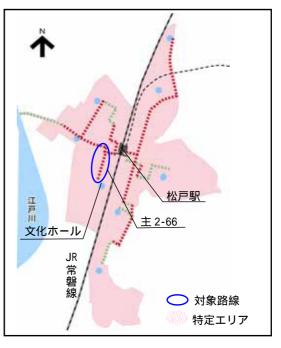


表 6.14 特定事業等(路線別)

| 特定事業 | 路線名 | 区間 | 実施すべき事業 | 取組み方針 |
|------|---------------|---------------------------|-----------------------------|-------|
| | 主 要 幹 線 2-66号 | 松 戸 駅 西 口 ~ 文 化 ホール | 周辺施設案内板を設置する。(駅前 広場入口付近) | 特定事業 |

主要幹線 2-66 号 (交通安全特定事業・その他の事業)



1

2

3

4

5

6

7

8

図 6.5 特定経路において実施する主な特定事業等(松戸地区)

特定経路等において実施する主な特定事業等

道路特定事業

- ・細街路との交差部・車乗り入れ部における車道との段差の 解消、巻込部の切下げ改修、歩道凸凹部の舗装修繕、勾配 の改善等により、歩道の平坦性を確保する。
- ・特定経路のうち、特に交差点部、施設入口、バス停留所、 危険物周辺等においては、視覚障害者等の円滑で安全な移 動を支援するために、誘導用ブロックを設置する。
- ・歩道内の側溝の溝蓋を改修する場合、および新たに設ける場合は、杖、車いすのキャスター等が落ちない溝蓋(目の細かいグレーチング等)とする。
- 歩道の舗装面は、原則として排水性舗装等の滑りにくく水 はけの良い舗装・舗装材とする。

交通安全特定事業

- ・違法駐車の取り締まりを強化する。
- ・歩道の不法占拠(露店等)の取り締まりを強化する。
- ・「大型標識」等の導入を推進し、標識の視認性の向上を図る。

その他の事業

- ・歩行者動線の要所となる交差点等には、必要に応じて公共・公益施設、病院等の案内標識を整備する。
- ・放置自転車の取り締まりを強化(街頭指導・撤去等)する。
- ・歩道の不法占拠(路上看板・商品等)への取り締まりを強 化(街頭指導・撤去等)する。
- ・誘導サインの連続性を確保すると共に、デザインの統一化 を推進する。
- ・NPO、市民団体、公共交通事業者等と協調して、一般市 民参加による市街地まち歩き点検を定期的に行う。

| | 凡 例 |
|---|----------------|
| | 重点整備地区 |
| | 特定経路 |
| | 準特定経路 |
| | 特定旅客施設 |
| 0 | 公共施設 |
| 0 | 福祉施設 |
| | 医療施設 |
| • | 教育施設 |
| | 大規模商業施設 |
| • | その他 |
| 0 | 特定旅客施設より1km圏内 |
| | 特定旅客施設より500m圏内 |
| - | バスルート |

2

3

4

5

6

7

8

資